

## 報告第1号

### 大分県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について

大分県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約を次のように定める。

平成23年 3月28日専決

大分県国民健康保険団体連合会  
理事長 新 貝 正 勝

### 大分県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

大分県国民健康保険団体連合会規約の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成21年5月29日保発第0529007号厚生労働省保険局長通知別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」を「平成23年1月31日保発0131第4号厚生労働省保険局長通知別添1「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務については、なお従前の例による。